

女性高齢財産犯の実情

藤野京子

1. 最近の女性高齢者の犯罪者の動向

Gottfredson & Hirschi (1990) は、1913年にGoringが犯罪年齢分布は「自然法則」に従うと結論したことに言及し、この現象はGoring以降も不変であるとして、犯罪はどこでも年齢とともに衰えるとの年齢説を主張している。

しかし、図1は我が国の一般刑法犯の年齢層別検挙人員の人口比を男女別に示したものである。各年齢層の検挙人員数は各年齢層人口数の影響も受けることから、図1では各年齢層の人口比で示している。ある年の特殊事情による数値の影響を避けるために、直近10年間（平成16年から同25年まで）の平均と昭和61年から平成7年までの10年間の平均を示している。男女別の検挙人員について、60～64歳、65～69歳、70歳以上という年齢層別で公式統計が示されるようになったのが昭和61年以降であることから、直近のものと比較できるように、昭和61年以後の数字を取り上げている。

図1において、14～19歳が他の年齢層に比べて多く検挙されていることは上述のGoringやGottfredson & Hirschiの観察事実と同じである。しかし、図1では、それ以降の年齢層において

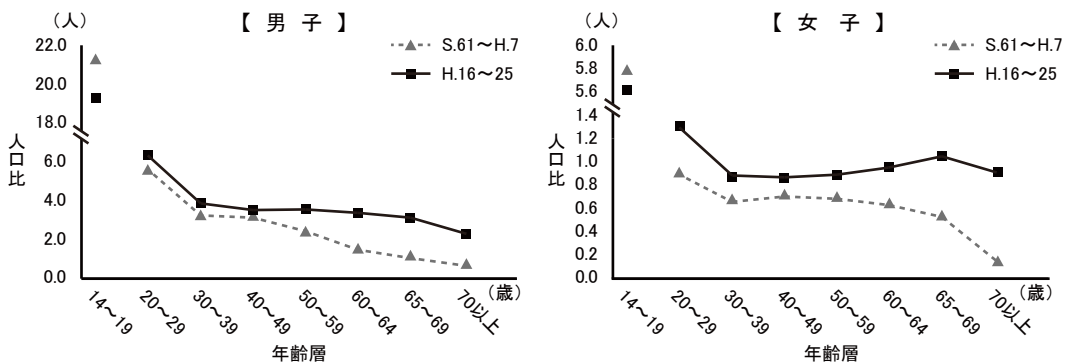


図1 年齢層別一般刑法犯検挙人員の人口比

一般刑法犯とは刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いた数値である。

人口比は千人あたりの数値である。

検挙人員数は平成25年版犯罪白書（但しS.61~H.元の女子の数値は警察庁の統計である犯罪統計書）、人口データ <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm>（2015年5月22日取得）をもとに算出している。

漸減していないことが見て取れる。女子の直近10年間の数値からは、60歳代以降の検挙人員の人口比が30～50歳代に比べて高くなっており、上述の「自然法則」どおりでないことが示されている。また、この現象は昭和61年からの10年間には見られておらず、最近の現象であることがうかがえる。

法務総合研究所（2014）は、一般刑法犯全体と比べて、高齢者では窃盗の割合が高く、特に女子ではその約9割が窃盗であり、しかも万引きが約8割と際立って高い、としている。そこで以下では、中年期以降に窃盗犯として初めて受刑に至り、仮釈放の帰住地が更生保護法人であった女性への面接で明らかにされた内容をまず紹介する。

2. 中年期以降に初めて逮捕されるようになった様々な事例

【事例A：夫に頼まれる物のみを万引した女性（67歳）】

①事件の概要： 50歳過ぎから夫が食べたいと要求する惣菜の万引きが始まった。万引きが店に見つかり代金を支払って見逃してもらったことがあるほか、事件化されて執行猶予になったこともあるが、それでも万引きが続き、ついに受刑に至っている。

長年、蒸発していた夫が、身体を壊したらしく彼女のもとに戻ってきた。離婚していないので、放っておくわけにもいかないから面倒をみるしかないと思った。しかし、同居する気には到底なれなかったことから、彼女名義で別にアパートを借り、そこに夫を住ませた。

夫はげっそりとやせていて、見るからにどこか悪そうであったが、保険証もないとして医者にかかることもせず、ほとんど横臥して過ごしている様子だった。彼女は、シーツなどの汚れ物を家に持ち帰って洗濯したり、食事を運んでやったりしていたが、夫のアパートのドアを開ける時は、夫が死んでいるのではないかといつも恐かったと振り返る。

互いに直接口をきくことはほとんどなかったが、夫はテーブルの上に、自分が食べたいもののメモを置いていた。彼女は食欲不振で夫が死んでしまっても困ると思っでは、その調達のために店に行き、その際、万引きを繰り返した。こんな夫のために金を払うのは馬鹿らしいと思うと、思わずバックに品物を入れてしまうらしい。バックに入れてしまった後、「やっちゃった」と気づくものの、戻しているところを見られればあれこれ言われてしまうと考えると、戻す勇気がなくなって盗ったままにすることを繰り返していた。

盗るものは、夫がほしいという惣菜のみで、自分のものを万引したことは一切ないとしている。いつまでこのような生活が続くのかと思っでもいたとして、受刑が決まったときには、正直なところ「このような生活がやっと終わった」と思えたと語っている。

②経過： 中学卒業後、工員として働き、30歳を目前に夫と結婚した。以前、夫が反社会集団に所属していたことは知っていたが、交際していた頃には既に離脱して正業に就いており、やさしい人と感じられ、彼女の実家にも受け入れてもらおうと努力している姿に好感が増したと

して、実家には、その事実を隠して結婚した。結婚して間もなく、子どもにも恵まれ、30代半ばは、満足のいく生活が送れていたと振り返る。

しかし、しばらくして不景気になりリストラされた夫は賭け事にのめり込むようになり、その資金繰りのために貸金業と関係をもつようになり、彼女の親族にまで、金を貸せなどと脅すようになっていった。彼女自身も夫の過去を隠して結婚した責任があるし、これ以上親族に迷惑をかけられないととらえて、自ら関係修復を働きかけることもなく、夫が蒸発して以降も没交渉のままになっていた。

夫に生計を頼れなくなって以降は、彼女自身が工員として働き、息子の養育費をまかない、途中からは収入増を見込んで、飲食店を営むようになった。その飲食店の経営状態はまずまずであり、万引きをしていた当時も経済的にひっ迫している状態ではなかった。

息子は気の回る子で、夫のことなど彼女が返答に窮するようなことは決して尋ねてこなかったと言う。夫が戻ってきた頃には、すでに息子は実家を出ていた。今は海外で生活しており、ほとんど連絡はない。

③本人の特徴： 労を惜しまず物事にかかわることができ、行動力もある。世話好きで、人からよく相談を持ちかけられるとのことである。夫のことに対しても、「自分には変なやさしさがあるのだと思う」と自らを評する。一方、自分の失敗は自分で引き受けるしかないのととらえがちで、我が事になると周りに理解してもらおうとの働きかけを怠る引っ込み思案なところがあり、適度に自己主張できず、さらに気丈夫さを装いがちなこともあいまって、周囲からの助力は得られにくい。加えて、思考が固く発展性に欠けるため、問題解決の糸口を見つけられず、自分をどうしてよいかわからずもてあまし気味になることも少なくない。

④見立て： 夫の存在ゆえ、親族からも孤立してしまうなど、自身の生活が振り回されてしまっていると自覚しながらも、夫である以上、妻としての役割を果たさなければいけないととらえており、直接夫に対峙できない分、その状況に耐えがたいとの煮詰まった思いを万引きという屈折した形で表明している。

【事例B：社会からのけ者にされる中で爆発した女性（65歳）】

①事件の概要： 57歳から日用品等を万引きするようになった。それは、長年勤務した職場の雇主が息子に代替わりし、その息子が多方面で刷新を図り始めた時期に相当する。

万引きを意識するようになったのは30歳代であった、と振り返る。スーパーのレジに並んでいたとき「万引きをしている人がいる」との話題を耳にし、その後、注意して観察してみると、実際に万引している人を目の当たりにするようになったとしている。

自分の万引きについて、店側からすれば迷惑とわかってはいるが、その一方で「あのくらいのこと」「ほかの人もやっている」「ちょっとしたこと」程度にとらえていた、と認めている。実際、スーパーに行くたびに、万引している人を見かけると語っている。

事件発覚について、長年生活してきて彼女の事を見知っている人も多いであろう人前で逮捕され辱められたと受け止め、もう地元には住めないとしている。また、その場面を思い出すと動揺してしまうとして、人からは望ましくない態度と受け止められるだろうものの、事件についてあれこれ考えたくないのが本音である、と逮捕されて1年以上経った現時点での心境を語っている。ちなみに彼女の貯金額は、7,000万円を超えている。

②経過： 店を営む両親の3女として生育した。問題のない学校生活を送っており、大学進学を考えていた。しかし、高校2年時に、母が脳梗塞になり、身体が不自由になったことから、父と一緒に店を切り盛りしながら、母の世話をするようになり、大学進学も諦めた、と語る。姉二人は結婚しているが、「パパっ子」だった自分は、親のことを考えて結局二人の足を踏んだとして、母が倒れたことで自分の人生は狂ったと述べている。実際、母の闘病生活は20年余りの長きにわたった。

母が他界して10年後、父も他界した。父の最期に対しては、自身が納得のいくような十分な看取りができなかったと悔やんでいる。

30歳前頃から、家業を手伝いながら、近所に働きに出ている。そして、上述のとおり、万引をし始めた頃から、その職場での居心地が悪くなっていった様子である。

③本人の特徴： 思い描いていたような人生を送ることができなかったとの思いが強い。その時々で、自分の素直な気持ちに向き合い、それをもとに行動選択するのが苦手なことがその一因であるが、自分の思い通りにならない事態に直面しては、自身の置かれた状況においてはやむをえないと自らに言い含めながらも、都度その不満を蓄積させていくことになっている。

子供時代は交友関係が広く慕われるタイプであった、教師からも可愛がられた、異性からもモテたなどと、他者から好感をもたれる存在であったと語るが、少なくとも本件当時の対人交流は活発ではない。周囲にそのように接してほしいとの願望からの発言とも解釈できる。上述の周囲に翻弄されたとの思いから、これ以上翻弄されまいとの防衛が働き、対人場面で警戒的態度を取りやすくなっており、これが、円滑な他者交流の阻害要因になっていることも考えられる。

このほか、傍からみて彼女にとって必要と映るものに対しても、金を払うくらいならば要らないと断るなど、できるだけ金銭を使いたくないとの思いの強さが見て取れる。

④見立て： 繰り返された万引きは、職場で邪険に扱われることへの怒りの表出だったと解釈できる。すなわち、現役引退を迫られることへの心理的抵抗がこのような犯行を導いた、と解釈できよう。ただし、母が倒れたことで自分の人生が狂ってしまったと再三語っており、本来の人生のピーク時を納得のいかないままに過ごしてしまったとの思いが、第一線を退くことへの抵抗を一層強めていると推測できる。職場での扱いに刺激されて、自身の人生全般に対する不全感への苛立ちが生じて犯行に至っているとみなせよう。ケチな行動が目立つが、自分のお金を使わないことならば誰にも邪魔されずに自分の意思のみでできることから、人に翻弄されない自身を確

認しようとして行っていた可能性もあろう。

親が営んでいた店を手伝っていたことから彼女の顔は地元でもよく知られていた様子であり、そのことが、逮捕された際の辱められたとの思いを強めている。しかし、親との関係を中心とした彼女の半生でありながら、自身の振る舞いが、長年店を営んできた親の顔に泥を塗ってしまったなどの罪障感言語化されず終いであった。

【事例C：夫の年金暮らしの足しにしたいと考えて人から金をくすねた女性（62歳）】

①事件： 自分よりも高齢の女性を狙ってスリや置引を繰り返した件。隙があって盗れそうと思う通行人に、注意を逸らすよう声をかけてスリを試みたり、退屈そうにしている人に話しかけ、家に上げてもらっては置いてある金を盗ってみたりしていた。

夫が年金受給者となった50代半ばから、このようなことを繰り返すようになっている。夫から手渡される金で食材等を買っていたが、盗った金をパチンコで増やして豊かな食卓にしたかった、とその動機を語っている。

窃取した金を弁償して事なきを得たこともあるが、執行猶予判決が出て以降も止まず、その1か月後の犯行で、受刑に至っている。

②経過： 実家は裕福であったが、幼少時代に、両親が離婚した。父親に引き取られたが、その後間もなく父親が病死した。そのため、小学校中学年以降は、父方親戚に育てられた。

中卒後から結婚するまでの間に多少働いたことはあるが、結婚後の職歴はない。

初婚相手との間に子どもが3人いたが、ドメスティック・バイオレンス（DV）がひどいとして、一人で家を出て、以来、子どもとも没交渉である。

再婚相手は、以前は働いてきたが、本人が事件を起こすようになった頃は年金暮らしになっていた。夫が飲み屋に足しげく行くことでよく喧嘩になり、実際、飲み屋には借金もあった。年金生活は赤字で貯金を食いつぶす状態で、家賃も滞納気味になっていた。彼女名義の預貯金は一切なく、夫から渡された現金の範囲で日ごろ生活していた。

③本人の特徴： おしゃべり好きで意思疎通には事欠かない。しかし、事務仕事に求められるような基礎的な書字能力は備わっていない。

物事の考え方は単純で、その時々自身の快・不快を行動の選択基準にする。四方八方に気を配って慎重に行動選択をしようとの構えは乏しく、他者の立場から物事をとらえる習慣がない。また、自身の行為の結果に自分で責任をとれるよる行動しようとの構えも乏しい。

不満の対象が自身よりも力を有しているとみなすと、直接、その対象に不満をぶつけることはない。その分、自身よりも弱い立場の人に向けて発散させることになるが、上記の思考傾向ゆえ、その際、心理的葛藤を抱くことはなく、概して感情の揺れは大きくない。

④見立て： 就労経験がなく、限られたお金で生活することに自分なりの工夫を凝らそうとして一連の犯行に至っている。生活に困っているのだから仕方ない、同じ状況に置かれたら誰でも

自分と同じように窃盗する、自分よりも多額のものを盗る人だっている、自分の欲しいという気持ちを抑えるのは難しい、などと考えていたとしている。弱者に付け込んだの犯罪だが、相手の思いには考えが至らなかったと述べている。年金生活となり窮屈な生活に追いやられた状況下、自身の視点以外を考慮しないという問題性が露呈したとみなせよう。

実際には窃取した金でパチンコをしては、結局なくなってしまう、当初の目的である食卓に彩りを添えることは出来ず終いであった。にもかかわらず、同種のことが繰り返されている。夫が飲み屋で楽しんでいるのにとの思いの強さが見て取れ、窃盗及び窃盗で得た金でパチンコをすること自体に、彼女自身のストレス発散の意味合いがあったとも考えられる。

【事例D：喪失経験を重ね、もうどうでもいいやと思ってしまった女性（67歳）】

①事件の概要： 買い物に出かけたところ靴擦れして足が痛くなり、痛くない靴がほしくなった、店頭で陳列されているのを見て急にほしくなった、レジに人が並んでいてそれを待つのが嫌だった、などを万引きの理由に挙げている。

60歳を過ぎてから万引を始めたとしている。それまで販売員として働いていたが、顔面神経痛になって店頭で立てなくなり職を失った頃からである。

処方されていた薬をまとめて飲んだ状況下に万引きをしていたこともあって、どうしてやってしまったのか自分でもよくわからないというのが正直なところ、と述べている。また、今回受刑に至った万引きは、かつて店長をしていたスーパーで行ったもので、捕まった際に立ち会った店員に、「どこかで見たことがある」と言われた際、自分の人生がダメになったと思って、思わず泣き崩れてしまった、と語っている。

②経過： 6人兄弟の第2子として生まれ、中学卒業後は美容師として働いた。初婚相手とは10年余り連れ添い、その間に2児を儲けているが、夫の事業が失敗したことなどで離婚している。離婚後はブティックなどで働き、子どもを育てている。離婚10年後に再婚するが、その夫からのDVがひどいとして、再度離婚に至っている。

兄弟との交流は密であるが、生活保護受給者であるなど生活に余裕がなく、また中年期以降、次々に体調を壊すようになっており、その世話に追われる彼女は心身ともに参ってしまったようで、そのような状況下、上述した顔面神経痛にもなっている。

看病の甲斐もなく兄弟が亡くなってしまった、自分も顔面神経痛になり失職しておりこれから先どうなるかわからない、いつ亡くなるかわからないほどの容体なのに経済苦から十分な医療を兄弟が受けられずにいる、という状況下、何もかもどうでもよいとの心境になっていった様子である。

事件当時までは、娘や孫ともそれなりの交流は保っていたものの、受刑の判決が下って以降は、孫に悪影響があるとして、娘家族との交流は一切断たれるに至っている。

③本人の特徴： 物事を深めて考えようとせず、核となる自分が何かなどということを考えな

い。その場その場に応じて振る舞おうとしては、その時々思いつきで軽はずみな行動に出てしまうことも多く、また、失敗しても、それを分析的にとらえようとしないので、同種の過ちを繰り返す結果になりやすい。

ストレス耐性は高くない。ストレス場面では、特にじっとしていられなくなり、闇雲に行動しがちである。そのようにすることで、そのストレス状況をしっかり見据えることから逃れようとする傾向がある。

④見立て： その時々生じた自身の欲求にまかせて万引きをしている。万引きの際、社会の掟を破ることに葛藤を抱いた様子はうかがえず、万引きした後も、その万引きで得た物を買った物と同様に使用しており、わだかまりは観察されていない。

仲の良い兄弟の死、他の兄弟に加えて自身の健康も損われる中、老いという課題をつきつけられ、今後の生活に明るい展望が開けない中、社会の一成員として社会のきまりにのっとって生活していこうとの気力が失われ、いわば退行した精神状態の中、自身の欲求を満たすことだけに注意が向き、歯止めがかからなかったケースと見て取れる。

【事例E：息子と別居するようになってから始まった犯行（62歳）】

①事件の概要： 職場の人から借りた金を返さず、その人との連絡を絶ったため、その人が通報し事件化したもの。被害額のうち立証されたものは数千万円だが、立証に至らなかったものもあるとのこと。用途は、ギャンブル資金。負けが続いたので返金できず、勝った後で連絡を取ろうと思っていた、と述べている。

②経過： 父からの虐待があり、兄弟の中でも彼女への虐待が最もひどかった。母も父からDVを受けていたのだが、彼女が虐待されていても母は助けてくれなかったとの思いが強い。生活保護家庭である、吃音がひどい、成績が悪い、などと学校では色々いじめられた。そして中学時代には、虐待から逃げようと家出をして、児童養護施設で生活した。

中学卒業後、実家に戻ったものの、家がどうしても嫌だったので、黙って上京し、家政婦の広告を見つけて年齢を偽って働いた。気づくと不思議と吃音がなくなっていたとのこと。

結局、母に見つけ出され、地元に戻され、実家近くに数年住み込んで働いた。しかし、実家に立ち寄った際、母が父から暴力を振るわれているのを目の当たりにして、自分もやられてしまうと怖くなり、再度、上京し、以降、ごく最近まで実家とは交流がなかった。

20代半ばで結婚したが、夫の酒癖はともかく悪かった。酒乱の夫から逃げようと、夫の実家に逃げ込んだことが幾度もあった。結局、長男を出産した数か月後、夫は泥酔して電車で跳ねられて死去した。いつかそうなるかと思っていたことが現実になったのであって、仕方がないと受け止めて、動揺することはなかった、と当時の心境を振り返っている。

夫の死後、子どもを託児所に預けて家政婦として働いた。子どもにかわいそうな思いをさせたくないとの強い思いから、生活保護を受けたり子どもを収容施設に入れたりしたことは一度もな

いとして、それを誇りにしている。息子のことは、「かわいい、自分の命よりも大切」と言語化している。

息子に同棲相手ができて別居に至っているが、この頃に競艇の相場師と知り合い、競艇をするようになった。その競艇の資金調達をめぐってトラブルがあり詐欺罪が事件化されている。納得のいく事件処理ではなかったが、説明しても受け入れてもらえないと諦め、有罪判決を甘んじて受け入れたと説明している。

この件以降、一旦は息子と同居したものの、息子の嫁とうまくいかず、再度、単身生活になる中、職場の人に誘われて競馬にハマるようになった。最初に立て続けて2度勝って病みつきになった、としている。息子からは、借金なんかしていないよね、と何度も念押しされたが耳を貸そうとはしなかったと述べている。

なお、本件逮捕前に、久しぶりに実家に立ち寄ったものの疎んじられたとして、自分が嫌われているとの認識が、自分の思い過ごしでなかったと再確認したとしており、源家族との修復はなされず、むしろ、不信感が確固たるものになった様子である。

③本人の特徴： 必要と本人が判断すれば、労を惜しむことなく何事に対してもそれなりに取り組める行動力を備えている。不条理な事態についても気持ちを切り替えると我慢できてしまう、深く考えずに割り切って対処することに慣れている、と自らをとらえている。このような対処スキルを有しているため、表向きには波風を立てずにやり過ごすことができるが、基本的に人は信用できないととらえている。したがって、感情交流を伴った対人関係は展開させにくく、物事を被害的に受け止める傾向もあり、自分の利害と対立する相手には敵対心を抱き易い。

生活はきわめて質素であり、潤いに欠ける。傷ついたり疲れたりする自身を癒したりいたわったりしようとの構えはなく、根底には、不条理と感ずることへの感情が鬱積している。そして、その鬱積したものを振り払いたいとの機制が働いては、感覚レベルの強い刺激を求めることになっている。

④見立て： 息子の嫁について、憎くはないが、甘えてくることもないとして、好感情を抱いてはいない様子である。また、孫についても、遊びにすれば相手はするが、そもそも子どもが好きではないので、孫に何かをしてやろうなどの情感はわからないとしている。

不遇な経験を重ねてきた彼女だが、納得のいくよう息子を育てることで彼女の中年期はそれなりに充実していたものの、息子の独立により、それまでの生活目標を失う中、それに変わる目標が見出せない中、迷走していったと解釈できる。着るもの、食べるものを含めて生活そのものは、きわめて質素だが、博打には魅力があるとしている。即物的な刺激を求めることで、生活に色を添えようとしていたとうかがえる。

3. 窃盗の場面構造からの分析

安香（2008）は窃盗の場面構造として、図2に示した関係性が存在しうるとしている。表1は図2に示した関係性について、安香（2008）をもとに筆者が再整理したものをまとめている。この図2や表1と紹介した事例との対応関係は以下のとおりである。

まず、いずれの事例も、その第一の目的は財物の獲得にある。

つづいて、明言してはいないものの、事例B、Cでは窃盗に成功することで、加害者本人に肯定的感情が生じた可能性がある。事例Aについても、加害者本人が意図的に行っていたわけではなからうが、事件発覚によって追い込まれた状況から解放されるに至っていることから、加害者本人に間接的に肯定的作用をもたらすことを求めていると言えよう。

また、事例Eでは、E自身の勝手な解釈であるが、被害者が許容してくれているとの認識であった様子である。

さらに、事例Aでは、図2や表1に示した第三者Bに相当する夫に贓物提供しているが、夫に対しては両価感情を抱いている。一方、事例Cでは窃取した金がパチンコにつき込まれるだけに終わっておりその目的を遂げるまでには至っていないものの、その動機には夫への贓物提供の意図も認められる。

なお、いずれの事例も単独で行われており、第三者A（加害者）との関係性で生じてはいない。

Kraut（1976）は万引きの動機は、通常の買物と同じ、すなわち低いコストで物を得ることにあるとしている。Moschis（1987）やCox, Cox, & Moschis（1990）も万引と

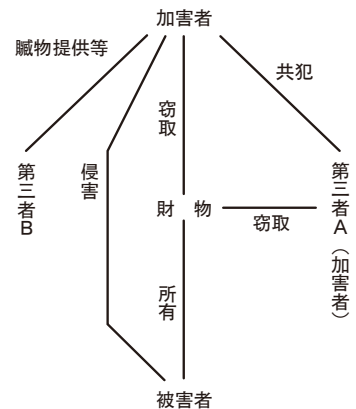


図2 窃盗の場面構造

表1 窃盗時・状況の要因

対象	加害者が対象に対して肯定的な場合の例	加害者が対象に対して否定的な場合の例
財物	ほしくて、あるいは必要なので盗る	
加害者	窃盗に伴う快感から物を盗る 功利性の観点から（たとえば節約のために）盗る 現状を打開するため窃盗という問題行動を起こす	盗み癖で盗る （否定的自己像を持つ人が）自分を困らせるために盗る
被害者	被害者とは仲良しだから、その人のものは自分のもの同然とらえて盗る	被害者を困らせるために、その人の持ち物を盗る
第三者A（加害者）	Aと良好な関係を維持したくて盗る	Aに脅かされて盗る
第三者B	Bとの関係性を良くするため（例：Bの気をひくため、喜ばせるため、いじめられないよう）に盗る	Bを困らせたり迷惑をかけたりするために盗る

通常の消費行動の類似性を指摘している。自らの犯罪の被害者と直接相対しないこともあってか、事例A、B、Dのいずれの万引きも、被害者のことは念頭に置かずに行われている。

4. 類型論的考察

Cameron (1964) は、デパートでの万引き犯を調べ、転売目的の営利的万引き犯である「ブースター」と素人のこそ泥である「スニッチ」に分類した。今回の事例はいずれも窃盗を生業とするものではなく、スニッチと分類できよう。

このほか、Moore (1984) は、上記Cameronのブースターに相当する生活の一部に万引きが組み込まれている「準職業的万引き犯」のほか、スニッチに相当するものとして、万引きの仕方の洗練度が低く、軽度の人格障害の兆候があったり、家庭崩壊などの対人関係に関連した心理的ストレスに悩んだりしており、自身の行為が道義的に誤っていたと認める「素人犯」、重篤な精神障害もしくは情動障害が万引きの直接的な原因で専門的療法を受けるまで続く「発病由来犯」、何がきっかけで万引きしようとしたのか思い出すことができにくく、手に入れたくても購入できない品物を狙う傾向がある「衝動犯」、衝動性は低い一方、興奮もしくは何かに挑戦してみたいという動機のために窃盗を行う傾向がある「機会犯」の4パターン、総計5パターンが同定できたとして、それぞれの比率は、11.7%、56.4%、1.7%、15.4%、15.0%であったとしている。このMooreの分類は、その境目が判然としないとの批判もあるが、本事例について分類を試みると、事例Aは素人犯、事例Bは機会犯、事例Dは衝動犯となろう。

5. 社会的要因と個人的要因からの考察

事例A～Eのいずれも、周りに反社会的行動をする人がいて、その影響を受けて犯行に至っているわけではない独立的犯罪者である。Katz (1988) は、そのような場合、その犯罪に対して、経済的、社会的、心理的報酬があるから、と言及している。ある意味、窃盗は人知れずに単独でさほどのスキルを伴わずに行うことができるものである。犯行動機に、他の人がやっているのを見たと他者の影響に言及したのは事例Bのみである。

景気が後退すると万引きが増えるなど、経済的貧困状態が人を窃盗に至らしめる (Klemke, 1992) ほか、実際に所有しているものと所有したいものとの差が大きければ、相対的剥奪を感じ、それが窃盗に至らしめることもあろう。特にマスメディアからの情報過多な今日においては、自身が属したいと希望する準拠集団を自由に設定できるので、自身に近い人ではなく、そうありたいというあこがれの対象と比較しては、この相対的剥奪を補完する目的で窃盗が行われることは十分に想定されうる。

事例Cでは、年金生活で、借金などもあり、家計を増やすためといった経済的理由が一要因となっていることは見て取れる。また、事例A、B共に、「自分の金は使いたくない」と節約して

おり、一見、経済的理由がその動機のようにも映る。しかし、この事例Aが経営する飲食店は安定していた様子であり、事例Bの預金額も多いことから、それで説明することは難しいと言わざるをえない。

ところで、Tonglet (2002) は、Cornish & Clarke (1986) の合理的選択理論の立場から、万引き犯は損失と利益の双方を踏まえた上で万引き行動を選択しているのではないかとの仮説を立て、万引歴なし群、過去に万引き歴あり群、最近万引きあり群の3群で比較検討している。そして、万引きあり群は、万引きを悪い、不正直、ばかげたこと、などとみなしておらず、逮捕リスクが低いと知覚しているとの結果を得たと報告している。

この低いリスク知覚については、犯罪行為への中和化の結果であると解釈することができる (e.g., Agnew & Peters, 1986) 一方、経験に基づいて形成されたものとの意見 (e.g., Minor & Harry, 1982) もある。実際、事例Bは買い物に行くに必ずといっていいほど万引きを成功させている人に出遭っていたと語っている。Kohn (2006) は、宣伝広告や個人の経験によって、ある物を見るときはほしいと思うよう連合が形成されており、それを獲得できると、その獲得物を実際に見たり触れたりして満足感等を味わえることから正の強化を受け、一方、窃盗に罰などの結果が伴わないことを繰り返し経験していくと、その行為に伴う不安なども低減するという負の強化も伴う結果、窃盗がストレスフルな状況や心的苦痛の感情への対処方法となっていく、と説明しており、その条件付けや認知を修正していく心理的介入を行うことが適当である、としている。しかし、それが窃盗犯の歪んだ認知の結果ではなく、経験則に基づくのであれば、当事者への働きかけに限定せず、彼らが置かれている状況を変えていくことも求められよう。

ところで、経済的動機以外からの窃盗について、Klemke (1982) は、経済的動機と同程度の比率でスポーツの動機があるとし、後者には、うまくやりおおせるかを試そうとするものや、その行為に伴う快や興奮の感情を得るものがある、としている。窃盗行為に伴う自己満足や達成感によって動機づけられるとするものである。安香 (2008) も、窃盗を (1)生活上の必要からの盗み、(2)無規律ゆえの盗み、(3)情緒的問題性に根ざした盗み、に大別しており、(1)(2)の物欲を満たす動機以外の (3)の存在を指摘している。Russell (1973) も、家庭でのストレス、孤独、抑うつといった満たされない情緒的欲求を満足させる側面があると指摘している。

法務総合研究所 (2014) が行った男女別かつ年齢層別の窃盗事案の罰金処分者についての動機・理由と背景事情・原因の分析結果では、男性に比べて女性は、節約を動機・理由とする者が多いことに加えて、50歳代以上の場合、ストレス発散も上位になっている。また、男性に比べて女性は、体調不良や身近な人の喪失・介護、親子兄弟や配偶者等の身近な人とのトラブルが背景事情の上位になっている。今回取り上げた事例を振り返ってみても、事例Aは夫の世話をめぐって、事例Bは職場での居心地の悪さから、いずれもストレスを有する生活を送っていたし、事例Dは兄弟の死に加えて自身や兄弟の病苦を抱えた状況であったし、事例Eは息子の自立によって

表2 財産犯に影響を及ぼす要因

生活に必要	①	就労収入の問題（収入なし・少ない・不安定）から 世帯or本人－就労意欲なし・スキルなし・疾病、障害、介護育児等で就労困難・社会や就労先の事情
	②	支出過多から 世帯or本人－浪費癖・ギャンブル、借金の返済、計画外の多大な出費
	③	窃盗が収入源
	④	住居不定等で手持ちの金がないため
	⑤	将来への備えのため
規範関連問題	①	就労で金を得るよりも簡便ととらえて
	②	社会の掟に従って行動するのが面倒なので
	③	金銭管理の問題（優先順位を決めて買ったり、計画的に貯める習慣がない）から
	④	他者の所有物であるとの意識の乏しさから
	⑤	ばれなければ盗っても問題ないのととらえ方から
	⑥	これくらいは大目に認めてもらえる（許される）はず、困っているのだから盗っても仕方ない、騙される方も悪い、他の人もやっている、等のとらえ方から
情緒等の問題	①	不適応感からの一時的解放のため（劣等感、自己不全感、周囲との違和感、将来に対する閉塞感、悲観的気分を振り払おうとして等）
	②	充実感・達成感や緊張感を味わうため（肝試しやゲーム感覚で行う等）
	③	受罰願望から
	④	やらずにはいられない衝動に突き動かされて
	⑤	どうなってもよいとの自暴自棄の気持ちから
	⑥	（薬の作用や精神疾患や知的制約等で）十分な判断力が伴わない状況下で
対他問題	①	怒り・不満・敵意・反抗の表明のため（不満の対象者に直接存分に表明できない場合等）
	②	人に脅されてor言いなりになって
	③	他者関係を有利に（貢いで彼らの歓心を買ったり、劣位を回復させて承認を得たり）するため
	④	他者の関心をひくため
	⑤	大切な人を守る手立てとして

自身の生活目標を失い、心理面での孤立を体験していたと推察できる。また、経済的理由を動機として説明する事例Cにおいても、成功するとうれしかったとしており、そこに自己効力感を見出していた様子である。すなわち、今回挙げたすべての事例において、何らかの情緒的欲求を満たしていたことが見て取れる。

表2はこれまで述べてきた財産犯にかかわる要因を筆者なりに再整理したものである。盗ること以外に、他の目標に到達する手段として窃盗等をしている場合も勘案している。上述のような類型論的アプローチもあろうが、実際には多くの要因が複合して財産犯に至っている。表2に示した各要因が、当該対象者にどの程度当てはまるかを検討し、当てはまるものそれぞれへの対策を講じることが再犯防止に資するととらえている。

6. 精神病理的側面からの考察

フランスの精神医学者Esquirol（1838）がギリシャ語の盗むという意味のklepteinと精神異常を意味するmaniaを組み合わせて用いたとされるクレプトマニアは、窃盗犯の中でどの程度の比

率を占めるのであろうか。

Sarasalo, Bergman, & Toth (1997a) は、50名の窃盗犯についてDSMのクレプトマニアの診断基準を用いて調べたところ、診断基準として挙げられている項目のそれぞれに相当する者は少なからずいたものの、その基準すべてに該当する者は50人の調査対象の中に1名もいなかったとしている。先に上げた法務総合研究所の調査(2014)では女子の窃盗の動機として、「盗み癖」という分類が上位に挙がっている。しかし、これは刑事記録から分類したものであり、DSMで挙げられたクレプトマニアの診断基準にあてはまるかどうかの情報を十分に得た上での分類ではないと推測され、その実態は明らかではないと言える。

クレプトマニアの治療で著名な赤城高原ホスピタルの竹村(2012)は、DSMの基準に厳格に合致する者はいないものの、このDSMの基準A～Eのうち、基準Aの衝動性が基本であり、しかも、基準Aの盗品を「個人用に用いるためでもなく、また金銭的価値のためでもなく」の部分は重視しなくてよいとしている。基準Aについて、Grant, Kim, & McCabe(2006)が評定者間や再検査の一致度が高くないとしている、また、Sarasalo, Bergman, & Toth(1997b)が、クレプトマニアと一般的な万引き犯の違いについて、窃盗実行前の緊張感、実行後の開放感がクレプトマニアでは高かった一方、計画性、心理的偏り、盗品の必要性などには差がなかったと示している、という理由を挙げて、本人が経済的動機を口にする場合であっても、それは自身の窃盗を説明する際のつじつま合わせと観察できるとして、本人が語る理由ではなく、(リスクに見合わない)少額の万引きのような窃盗行為を繰り返す場合はクレプトマニアであると主張して、その治療枠を広げている。

竹村(2013)は、クレプトマニアには機能不全の家庭の出身者が多く、承認されてこなかったという心理的飢餓状態にあるため、減ることへの異常な恐怖である「枯渴恐怖」に苛まされ、その結果自己治療として「溜め込み(hoarding)マインド」による窃盗衝動に至る、とその機制を説明している。そして、窃盗行為中の緊張感とスリル、窃盗成功時の安堵感、達成感、満足感、緊張からの開放感などの快感を有することから、その行為の虜になり、嗜癖化して、耐性も生じ、エスカレートする中で、窃盗行動が自動化し、罪悪感が消え、大胆な犯行になるし、犯行技術も向上してつかまりにくくなる、と観察している。

DSMの診断基準に当てはめると、本事例のいずれもクレプトマニアには該当しない。事例A、Dでは犯行が計画的でなく衝動性の高さがうかがえるが、事例Aについては窃取するものは夫が要求するものに限定されているというある種の選別が行われており、事例A、Dのいずれも竹村(2013)が主張する「溜め込みマインド」に相当する心理機制は見取れない。一方、事例Bについては、第三者の視点からは、貯金額も多く、万引きはリスクに見合わないと映るし、自身の貯金額を減らしたくないとの「溜め込みマインド」を観察できるものの、その一方で、成功している万引き犯を繰り返し見てきて、捕まらない、捕まっても大したことはないと認識して

いたと明言しており、衝動的犯行ではない。

Klemke (1992) は、20世紀初頭に裕福な女性が行うようになった窃盗に対して、商人たちは自分たちにとって大切な裕福な顧客の反感を買いたくなかった、裕福な彼女らの家族もできれば彼女たちを手放したくなかったし自分たちの道徳的評判を傷つけられたくなかった、法廷としても通常の犯罪者同様に彼女たちに有罪判決を申し渡したいと特段思ったわけではなかった、といったことから、彼女らの行為を無罪放免にできるこの「疾患」の概念が重宝されたのではないかと、としている。これらを踏まえると、何をもってクレプトマニアとみなすかを含めて、今後、さらなる研究が必要であろうが、少なくとも高齢女性の窃盗に限ってみると、この概念に相当する数はそれほど多くなさそうである。

一方、クレプトマニアには鬱などの併存疾病が認められるとの研究 (Sarasalo, Bergman, & Toth, 1996) があるほか、この鬱が、窃盗に影響を及ぼすとの研究が出てきている。窃盗犯を、物ほしさから行った群、経済的に安定していて盗む意図はなかったものの本人が使える物を盗った群、経済的に安定していて盗む意図がなく盗っても本人が使えない物を盗った群で比較したところ、使えないものを盗った群の80%が鬱症状を有していたという研究 (Yates, 1986) がある。このほか、Lamontagne, Boyer, Héту, & Lacerte-Lamontagne (2000) では、万引きに際しての不合理な信念を測定し、それに影響を及ぼす変数を重回帰分析で調べたところ、過去6月以内に重要な他者を失ったことと鬱の2変数が残ったとしている。

実際、今回取り上げた事例のいずれも、彼女らの若い時に比べて、自身の合点の行く生活が送れなくなってきていたことは事実で、そのような中で、鬱症状が出現していた可能性は否定できない。鬱症状という視点から財産犯の現象を検討することは意義があるかもしれない。

7. 社会における周辺人としての高齢者

Feinberg (1984) は、年配 (60歳以上) の万引き犯の実態を調べ、生活に窮して生存維持の目的からしているわけではない、孤独なわけではない、過去に特別つらい経験をした被害者でもない、との結果を得たとして、年配者を取り巻く状況は青少年と類似している、と主張している。高齢者は、青少年同様に、周りから期待される役割や果たさなければいけない役割が少ない。退職することで、社会的地位が下がり、仕事に伴う責任から解放されるし、収入も減ることで、経済的独立性が縮小する。また、子どもも独立するなど家族における役割も縮小する。すなわち、生活の仕方について、何かを生み出していくことよりもむしろ遊びや余暇が強調されるようになり、構造化された日程も少なくなって自由が多くなっていく。一方、青少年の場合、近い将来においていわゆる主流社会に入ることが期待され、経済面、家族面、政治的役割など各方面での役割期待が強まるとの展望を有することができ、それを実現している先達を目の当りにすることもままあり、それをモデルにすることができるのに対して、年配者の場合、そのような役割から

益々解放されるようになると予期される。Feinberg (1984) は、内的抑制と外的抑制が弱まることで逸脱だと説明する Reckless の封じ込め理論を取り上げ、この年配者の犯罪現象を説明している。

実際、今回挙げたケースのうち、事例 B は就労してはいたものの周辺人に追いやられることへの抵抗といった意味合いが見て取れる。また、事例 E も就労とは別次元での自身の役割を解かれたことの反応と解することができる。また、事例 A は社会から排他されている夫の介護が影響を及ぼした事案であり、事例 D においては兄弟の死や自身や兄弟の老化といった高齢期に直面する出来事への負荷が犯罪に走らせている。

盗る行為は、犯罪文化に接することなく、また、さほどエネルギーを使うことなく行える犯罪形態である。モノ・金は人と違って逆らわないし、盗ったという入手過程を切り離してとらえられればモノ・金自体はなんら変わらないため、獲得できたモノ・金に満足感や高揚感を抱くことができ、また、その窃取過程でも達成感をえられるなど、情動発散が図られやすいものであり、実際、いずれの事例にも経済的意味合い以外のものを見て取れる。

高齢化社会に突入した我が国では、平成 3 年版犯罪白書の特集で「高齢化社会と犯罪」、同 20 年版でも「高齢犯罪者の実態と処遇」を取り上げるなど、高齢者の犯罪にも注意を払うようになってきているが、本稿で検討してきたように、その対策にあたっては、経済的側面に限定しない高齢者を包摂・支援する社会システムの在り様が検討される必要があろう。

参考文献

- Agnew, R. & Peters, A. A. R. (1986). The techniques of neutralization: An analysis of predisposing and situational factors. *Criminal Justice and Behavior*, 13(1), 81-97.
- 安香 宏 (2008). 犯罪心理学への招待—犯罪・非行を通して人間を考える— サイエンス社.
- Cameron, M. O. (1964). *The Booster and the snitch*. New York: Free Press of Glencoe.
- Cornish, D. B., & Clarke, R. V. (1986). *The reasoning criminal: Rational choice perspectives on offending*. New York: Springer-Verlag.
- Cox, D., Cox, A. D., & Moschis, G. P. (1990). When consumer behavior goes bad: An investigation of adolescent shoplifting. *Journal of Consumer Research*, 17(2), 149-159.
- Esquirol, E. (1838). *Des Maladies Mentales*. Paris: Bailliére.
- Feinberg, G. (1984). Profile of the elderly shoplifter. In E. S. Newman, D. J. Newman, M. L. Gewirtz, & associates (Eds.), *Elderly criminals*. Cambridge, MA: Oelgeschlager, Gunn & Hain.
- Gottfredson, M. R., & Hirschi, T. (1990). *A general theory of crime*. Stanford, CA: Stanford University Press. (ゴットフレッドソン, M. R.・ハーシー, T. 松本忠久 (訳) (1996). 犯罪の基礎理論 文憲堂)
- Grant, J. E. Kim, S. W., & McCabe, J. S. (2006) A structured clinical interview for Kleptomania (SCI-K): Preliminary validity and reliability testing. *International Journal of Methods in Psychiatric Research*, 15(2), 83-94.
- 法務総合研究所 (2014). 平成 26 年版犯罪白書.
- Klemke, L. W. (1982). Exploring juvenile shoplifting. *Sociology and social research*, 67(1), 59-75.
- Klemke, L. W. (1992). *The sociology of shoplifting: Boosters and snitches today*. Westport, CT: Praeger.
- Kohn, C, S. (2006). Conceptualization and treatment of kleptomania behaviors: Using cognitive and behavioral strategies. *International Journal of Behavioral Consultation and Therapy*, 2(4), 553-559.

- Kraut, R. E. (1976). Deterrent and definitional influences on shoplifting. *Social Problems*, 23(3), 358-368.
- Lamontagne, Y., Boyer, R., Héту, C., & Lacerte-Lamontagne, C. (2000). Anxiety, significant losses, depression, and irrational beliefs in first-offence shoplifters. *Canadian Journal of Psychiatry*, 45, 63-66.
- Minor, W. W., & Harry, J. (1982). Deterrent and experiential effects in perceptual deterrence research: A replication and extension. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 19(2), 190-203.
- Moore, R. H. (1984). Shoplifting in middle America: Patterns and motivational correlates. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 28, 53-64.
- Moschis, G. P. (1987). *Consumer socialization: A life-cycle perspective*. Lexington, MA: Lexington Books.
- Russell, D. (1973). Emotional aspects of shoplifting. *Psychiatric Annals*, 3(5), 77-86.
- Sarasalo, E., Bergman, B., & Toth, J. (1996). Personality traits and psychiatric and somatic morbidity among kleptomaniacs. *Acta Psychiatrica Scandinavica*, 94, 358-364.
- Sarasalo, E., Bergman, B., & Toth, J. (1997a). Kleptomania-like behaviour and psychosocial characteristics among shoplifters. *Legal and Criminological Psychology*, 2, 1-10.
- Sarasalo, E., Bergman, B., & Toth, J. (1997b). Theft behaviour and its consequences among kleptomaniacs and shoplifters: A comparative study. *Forensic Science International*, 86(3), 193-205.
- 竹村道夫 (2012). 窃盗癖—嗜癖治療モデルによる対応— 第107回日本精神神経学会学術総会, 217-223.
- 竹村道夫 (2013). 摂食障害と窃盗癖 臨床精神医学, 42(5), 567-572.
- Tonglet, M. (2002). Consumer misbehaviour: An exploratory study of shoplifting. *Journal of Consumer Behaviour*, 1(4), 336-354.
- Yates, E. (1986). The influence of psycho-social factors on non-sensical shoplifting. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 30(3), 203-211.